

出雲高等学校いじめ防止基本方針（概要）

日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管理職

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場
- ・保護者・地域等との連携

いじめ防止・対策委員会

【定期開催】

◇構成員

**校長、教頭、生徒部長、教務部長、保健部長、
人権・同和教育主任、各学年主任、養護教諭、
特別支援コーディネーター、いじめ防止対策担当教諭**

- ・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画・立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮生徒への支援方針

【結果報告】

教育委員会

【緊急対応】

いじめ防止・対策
委員会

未然防止

◇学業指導の充実

- ・学びに向かう集団作り
- ・意欲的に取り組む授業づくり
- ・SSH事業を通じての人材育成

◇特別活動、道徳教育の充実

- ・HR活動・ボランティア活動の充実

◇教育相談の充実

- ・面談の定期開催

◇人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

◇情報教育の充実

◇保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施
- ・中高連絡会の実施

早期発見

◇情報の収集

- ・教員の観察による気付き
- ・養護教諭からの情報
- ・相談・訴え
(生徒・保護者・地域等)
- ・アンケートの実施(年4回)
- ・各種調査の実施
- ・面談の定期開催
(生徒・保護者等)

◇相談体制の確立

- ・相談窓口の設置・周知

◇情報の共有

- ・報告経路の明示、報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

緊急時の組織的対応 (いじめへの対応)

